

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（第13回）開催結果概要

1 日時

平成18年2月9日（木）午前10時から正午まで

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋山実，秋吉仁美，飯田喜信，井堀利宏，酒巻匡，仙田満，

高橋宏志〔座長〕，中尾正信，前田裕司，山本和彦

（事務総局）

戸倉三郎審議官，安東章総務局第二課長，河本雅也総務局参事官，

小林宏司民事局第一課長，伊藤雅人刑事局第二課長，早田尚貴行政局参事官，

松村徹家庭局第一課長

4 進行

（1）意見交換

① 刑事事件における審理期間に関わる各種要因について

（酒巻委員）

前回の検討会で，審理期間に関する要因について更に検討を加えることになっていたが，その前提として，どのような検討方法があり得るかということを考えてみた。これまでの検証結果からも明らかなおり，刑事の終局事件のうち2年超事件は，年間200件台と民事に比べればはるかに少ないことから，これ以上一般的，概括的な数字を使った統計的分析を行うよりは，ある程度具体的な事例をサンプルとして取り上げ，起訴から判決までの手続の流れを眺めていく中で，長期化要因やその要因相互の関係などについて検討していくことが必要ではないかと考えた。そこで，このような方法が有効かどうかを判断する材料として，長期化している事件にはいろいろなパターンがあり得るが，その

中でも比較的よくあるパターンの一例を最高裁に作成・整理してもらった。

(戸倉審議官)

酒巻委員からのご依頼に基づき、審理期間2年超事件における審理経過の平均値を明らかにした上で、具体的な事例を基に審理経過のパターン例を作成した。

資料1は、事案複雑等により審理期間が2年を超えた事件について、最高裁で把握しているデータを基に、その審理経過の平均値を示したものである。これによれば、平均開廷回数は35.9回、平均開廷間隔は1.1月となっている。証人尋問に充てられた公判期日の回数は平均16.9回で全開廷回数に占める割合は49.2パーセントであり、このときの平均取調証人数は16.8人となっている。これに対し、被告人質問が行われた公判期日の回数は平均9.2回で全開廷数に占める割合は26.7パーセントとなっている。この中には被告人が複数いる事件もあることから、被告人1人当たりの回数の平均値を出すと7.6回となる。また、それぞれの欄の括弧内には、審理期間2年超3年以下の事件に限定した数値を併せて記載している。

次に具体的事例を踏まえて、審理パターンを作成したのが資料2である。従来から個別事例の当否については、裁判官の職権独立との関係から、議論の対象とはしないというのが当検討会の基本的スタンスだが、酒巻委員から御指摘があったとおり、刑事事件の場合は、事件数が非常に限られている上、非常に個別性が強いという事情があることから、具体的な事件を抽象化したパターンを用いて議論してはどうかということで作成したものである。この事案は業務上横領事件と背任事件で、前者については横領行為と言えるか否か、後者については適正な経営判断に基づく融資であったか否かが争点となっているパターンである。立証としては、検察官側は、部下らの証言、弁護人側は被告人供述や他の部下らの証言という形で、基本的に供述が立証の中心となっている。また、事件の性質上、証拠書類もかなり多くなっている。審理経過を見ると、起

訴から終局までの審理期間が約850日、開廷回数は20回、平均開廷間隔は42日（1.4月）となっている。そのうち証人尋問を実施した公判期日は10回で、全開廷回数の50パーセントを占めており、取調証人数は10人である。また、被告人質問を実施した公判期日は5回で、全開廷回数の25パーセントを占めている。

（酒巻委員）

前回の検討会で長期化要因として取り上げた要素が的確なものと言えるかを、今回の資料2のパターン例に照らして考えてみたい。例えば、一番分かりやすい要因である開廷間隔を見てみると、平均42日間、およそ1か月に1回となっている。この程度の間隔は、これまで日本の刑事裁判では当たり前だと思われていたことだが、この部分について、計画的・集中的審理や、期日の一括指定・集中的指定の実施といった方策で改善の余地がないか検討する必要があるものと考えられる。この点については、ご承知のとおり、昨年11月からは公判前整理手続という新しい手続が始まっており、この手続はまさに、十分な争点整理を踏まえて開廷間隔を詰めた審理を計画的・集中的に行うというのが眼目のひとつである。

他の要因としては、2件の追起訴が、それぞれ起訴後20日と40日に行われているが、捜査・検察側の事情として事案の全貌がすぐには分からないということもあるとは思うのだが、最初の事件の起訴から時間が経過した後に、関係のある別の犯罪事実について追起訴をされると、防御する側としては、またそちらのことも考え準備しなければならなくなり、結果として裁判が始まるのが遅くなるということもあり得る。そうすると、どうして追起訴という形にならざるを得なかったのか、まとめて起訴はできないのかどうかといった、追起訴の在り方について検討する必要があると考えられる。また、事前準備の部分で、証拠の開示が起訴後90～110日の間に行われており、検察官の持っている攻撃材料を防御する側が見ることができたのは、起訴後3か月以上たって

からということになる。恐らくこれは、このパターン例の事案の性質上書証がかなりの量にのぼっていることや、追起訴があったことなどで、証拠の整理等に時間がかかったのものと考えられるが、この期間が本当に適正・必要なものであるかというような観点から、証拠開示の在り方について検討することも考えられる。

以上はいくつかの例を挙げたものだが、このように、ある程度具体的なパターンにより審理全体のプロセスを眺めていくことで、事件を長期化させている要因を抽出することが可能であると思われる。今回のパターンは経済事犯であったが、他の異なった事案のパターンをいくつか見ることで、どのような長期化の要因があり、各要因がどのような関係にあるかといったことを考えていくことは、有益であるように思われる。

(前田委員)

従来からの期日の入れ方を前提に考えれば、甲号証の請求書証が450、乙号証が160あった事件としては、2年4か月でよく収まったなというのが実務家としての率直な感想である。改善の余地があると思われる点を弁護士の立場から申し上げますと、このパターン例ではさほど追起訴に時間がかかっていないが、最初の起訴から1か月半なり2か月かかって追起訴が行われ、実質上その間審理が行われないというケースもある。最近私が担当した事件でも、争わない事件にもかかわらず、最初の起訴から追起訴が行われるまで4か月近くかかっているようなケースもあり、ここは検察側の問題点でもあるのかもしれないが、追起訴の在り方については検討する余地があると思う。また、酒巻委員からも御指摘があったが、弁護人の立場からも、証拠開示の時期が非常に遅いのではないかという気がしている。経済事犯で450もの甲号証があると、整理に相当な時間を要するというのも分かるが、否認事件で書証の数もさほど多くないような事件でも、弁護人の手元に書証が届くまでに2か月以上の期間を要し、その結果、第1回公判期日が開かれるのが起訴後3か月位になってしま

うようなケースが私の知る限りでも結構ある。第1回公判期日に入る前の起訴の在り方、あるいは事前準備の在り方については、既に公判前整理手続が導入されており、ドラスティックに改革されると思うが、やはり検討の余地があるのではなかろうか。

(秋山委員)

追起訴に時間がかかるというのは、最終的には検察の方で反省しなければならない問題だが、特に起訴された事件と関連しない余罪が多くあるような場合には、警察の捜査の進行状況によっても大分違って来るのかと思う。通常1回目の起訴後、裁判所・弁護士と協議し、追起訴の時期についても見込みを連絡しているが、警察の捜査に遅れが生じることで、追起訴自体も遅れることがある。今回のようなケースではなく、犯罪事実が全く異なるような事件では、最初に起訴したものについては証拠開示を先行させて行い、取り調べも1回で終わるものもあるため、この辺りは分けて考える必要があるかと思う。また、証拠開示90日から110日というのも、1回目の起訴だけでなく、追起訴も含めた全体構造として、どのような証拠で立証していくかという選別に時間を要した結果、証拠開示まで日数がかかっているのではないかと思うが、この点については、検察としても迅速化の面からの問題意識を持っているところであり、検討していかねばならないと思っている。事前準備については、争点に照らし、検察と弁護士とが立証予定の見込みを早期に立てることで、自然と公判の開廷間隔が縮まり、終局時期も早まるのではないかと考えている。

(酒巻委員)

事前準備について秋山委員が指摘された点は、公判前整理手続の目玉となる部分であり、この手続がうまく機能することで、証拠の総量、あるいは証人数をうまく絞り込んで、証人尋問を、ただ短くということではなく、「凝縮」することができる可能性が高い。準備の期間がこれまでより長引くことがあるかもしれないが、その後が迅速化されるという効果は期待しているところである。

(秋山委員)

検察としても、証拠の量については、「今まで出していたこの証拠は本当に必要なのか。」という目でもう一度見直して、絞り込みを行い、徐々に具体的な事件に反映させるように努力していきたいと考えている。開廷間隔については、裁判所・弁護人の御協力もあり、既に早いものでは1週間に1回とか月に2～3回開廷している事件があるように聞いており、その方向で推進していけば、自ずと結果は出るだろうと思っている。

(飯田委員)

このパターン例に関して言えば、追起訴は順調に行われているという感じがする。関連する事件で1人につき幾つかの事件で追起訴があると、やはり時間がかかるし、審理についても、結局は別個の事件も一緒に行うということになり、このような場合の審理をどうしていくかは一つの課題になると思う。このパターン例でも、横領と背任が併せて審理されているため、普通の事件よりも長引いていると思われる。事前打合わせが2回行われているが、これは、まず起訴が出そろったところで1回目の打合せを入れ、検察官に証拠開示の予定を確認し、弁護側の方で、開示された証拠を咀嚼し、証拠への意見を述べ、公訴事実に対しての認否を行うまでにどの程度の期間を要するかを検討した上で第1回公判期日を決めるところまでを行い、次に、証拠開示からある程度経過した、第1回公判期日の1週間から10日前に2回目の打合せを入れて、主に弁護側の対応準備を確認し、第1回公判でどのくらいまで進めるかを打ち合わせているものと推測される。今回のパターン例では、弁護側の証拠に対する検討に時間を要したため、第1回公判で行うべき弁護側の証拠意見が第2回公判にずれ込んでいるが、恐らく裁判所では、第1回以降の進行についても、弁護側の認否を予想して、検察側の立証予定を立て、期日の予約をしておくという方法をとっているのではないかと思う。

期日の一括指定については、例えば、検察側立証に必要な期日をまとめて決

め、検察側立証が終わる頃に今度は弁護側立証に必要な期日をまとめて決める。更にそれが終わると被告人質問をまとめて決める、というように、審理の区切り毎に何回かをまとめて指定するような形で行われることが多く、時には期日だけ決めておいて後から内容を盛り込むということもあるが、基本的には期日に何を行うかを予想して決めていくものであるため、審理計画が立たないと一括指定はできない。このパターン例は、共犯の事案であることや、乙号証が出ていることから、被告人が捜査段階では自白しているが、公判では争っているというケースが想定され、その場合は捜査段階の自白に対しての弁解を被告人がしなければいけないので、被告人質問が長引いたりする等、いくつかの長期化する要素は考えられるが、計画的審理のもと、期日の一括指定が行われて成功した典型的な例ではないかと思う。

(酒巻委員)

今回のパターン例は、むしろうまくいったケースのようであるが、逆に言えば、裁判所、検察、弁護人の協力がうまくいかず、計画審理ができないまま審理に入ってしまうと泥沼化する要素を抱えているパターンとも言えるかと思う。

(飯田委員)

これまでのこのようなケースでは、争点のポイントが今ひとつはっきりしないまま、立証がなされてしまうこともあったかと思うが、公判前整理手続により、検察側も事前準備の段階で冒頭陳述に対応するような証明予定事実を提示し、弁護側も主張があれば、事実上、法律上の論拠を出してくることで論点が詰まり、証人尋問や被告人質問のポイントも決まり、的確かつ短時間の尋問で済むのではないかと感じている。

(中尾委員)

刑事の2年超事件は全体の0.3パーセントほどしかなく、その長期化の要因についてはある程度分析されている。ただ、2年を超えるのは事件の個別性、特殊性に非常に強い要因があり、2年超事件だけをモデルにして長期化の要因

を探ることが、果たして刑事事件全体の普遍的な要因につながるかどうかというところは第1回の検証の際にも議論したところである。今回のパターン例のような2年超事件をモデルに議論することは、それはそれで意味があるとは思いますが、例えば同じ事件類型で2年以内に終結した事件との対比の中で議論をしていかないと、本当の意味での要因が分からないのではないかとも思うので、御検討いただければと思う。今回のパターン例についても、業務上横領と背任で2年以内に終結した事例との対比でもう一度議論することが必要ではないかと思う。

(飯田委員)

中尾委員のおっしゃるように、似たような類型の事件で、短く済んでいたりするのはなぜかという観点も必要かと思う。ただ、今回のパターン例が非常にうまくいったケースだとすれば、逆に同じ事件類型で3年、4年もかかってしまった事件との対比が必要になるのかもしれない。

(戸倉審議官)

今回のパターン例は、従来の実務あるいは現在の体制を前提とすれば、この種の事件としてはかなり整然と進んでいる。それにもかかわらず、2年を超えているところに、今の訴訟関係人の努力といったものを超えた要因、あるいは将来の基盤整備を行う上でのヒントというものがあるのではないかと考えており、そういった点にも御意見を頂ければと思う。

(秋山委員)

開廷間隔については、我々は当たり前前に1か月と置いていたが、これからはこの間隔を詰めていく努力を最大限していかなければいけないと思う。しかし、裁判所によっては、1か月に1回しか期日が入らなかったり、裁判官が十分揃っていないところもあるように聞いており、体制の問題については、にわかには答えは出ないかもしれないが、そういった問題点もあるかと思う。

(飯田委員)

現行の体制の中で、検察側・弁護人側双方と話し合っただけで最大限とれるペース配分は2か月に3回、内訳としては、午後半日の期日を2回、丸1日の期日を1回程度というところではないかと思う。1回の期日で1人の証人ということになると、1回の開廷の長さは恐らく丸1日とっているのではないかと思われるが、地方だけではなく、東京でも丸1日の期日をとれるのは、月1回が平均的になるかと思う。それぞれの証人の準備や、前の証人の言っていることとの対比で後の証人をどのように考えるのかというようなことで、一定程度の期日間隔はどうしても必要になってくるので、今回のパターン例では、最大限とは言えないにしても、それに近いぐらいのペースで開廷しているのではないかと思われる。公判前整理手続で争点を整理して証拠をまとめていくということと、連日開廷は必ずしも結びつかない場合もあるように思える。確かに、証拠の整理がよくできていれば、それほど開廷間隔を空けることなくやっていけるのかもしれないが、そうだとした場合、開廷間隔が飛躍的に毎日になるというのは、無理な場合があるのかもしれない。

(秋山委員)

新聞報道にもあるように、全部の事件ではないにせよ、本当に長期化しそうなものについて、事前準備をしっかりとやるという前提で、連日開廷に近いような形で進んでいる事件もある。

(飯田委員)

今回のパターン例は経済事犯なので、事件の特殊性もあるのかなと思っている。例えば殺人事件のように、ある事実が起きたか起きなかったかということが争点であれば、証人尋問も毎日のように続けて行うことは可能であると思われる。

(酒巻委員)

今回は、審理に2年以上かかった事件の1パターンについて、意見交換したが、例えば、共犯事件で、どちらかが捜査段階の供述を翻して、捜査段階でと

られた検察官調書や自白調書などの中身を信用できるか、さらにその前提としてそもそもそれらを証拠とすることができるかという争点をめぐって延々と期日が続いているものや、凶悪事件における被告人の精神鑑定のように、鑑定が幾つかあり、それぞれの鑑定が事案の性質上、結果が出るのに時間がかかるため、審理が途中で止まって延びているものなど、長期化する様々な類型があると思われる。そこで、類型ごとにいくつかの事案についての起訴から終局まで見ていき、こういった要因が効いているのか、あるいは効いていないのか、その要因は変えることができるものなのかどうかといったことを考えていくことは、もう少しやってみる価値はあるように思う。

(戸倉審議官)

本日の御意見を踏まえて、違いや共通性ができるだけビビッドに出るような事例を選び、幾つかのパターンをお示しして、更にご意見を伺いたいと考えている。また、先程お話に出た連日的開廷については、被告人の防御権を含めた十分な準備がされることは連日開廷の必要条件であり、それに見合うだけの体制がきちんとできていないと、何かを犠牲にした連日的開廷ということになってしまうことから、その辺の問題点も出てくるかと思う。

② 民事事件における審理期間に関わる各種要因について

(山本委員)

民事分野においては、長期化している事件は減少し、審理期間も短縮してきてはいるものの、現在でも全体の約6パーセント、年間数千件のオーダーで2年超事件が存在する。加えて、民事訴訟においては、事件の種類など様々な要因により、当事者の立場も異なるであろうし、証拠の状況や訴訟活動のあり方も異なってくる要素がある。そういったことを考えると、刑事のようにパターンを作成してそれを検証していくという手法は難しいと思われる。そこで、2年超事件がどのようなプロフィールを持ったものであるかをもう一度確認するところから始めてはどうかと考え、この点につき、最高裁にその整理をお願い

した。

(戸倉審議官)

表1は、第1回報告書の対象とした平成16年4月から12月の間に終局した事件のうち、審理期間2年を超える6,374件を事件種類ごとに見た状況である。事件種類ごとに2年超事件が何件あるかを見てみると、一番件数が多いのは「その他の損害賠償」で、以下「金銭のその他」、「土地」、「その他」と続いており、「その他の損害賠償」、「金銭のその他」といった、統計レベルでは具体的な事件の類型が分からないものがかなりの割合を占めている。これまでこの検討会で長期化が指摘されていた医療・建築といった専門訴訟は、件数的にはこれらより少なくなっている。表2は、全事件と2年超事件における、事件種類別の割合を対照したものである。2年超事件の中で「その他の損害賠償」、「土地」、「その他」が占める割合が、事件全体の中での各割合に比べて目立って大きいことが分かる。表3は、事件種類別に2年超の事件の占める割合を見たもので、医事、建築といった専門訴訟が、件数としてはそう多くないものの、長期化する傾向の高い事件であるということが言える。こうして見ると、専門訴訟のように、事件の種類によって審理期間が長期化する傾向のある類型があることはこれまで検討してきたとおりであるが、2年以内に終了できるようにするための基盤整備を行うという迅速化法の視点から見ると、「その他損害賠償」などの2年超事件の中で大きな割合を占める事件に着目する重要性が高いことが分かる。

(山本委員)

2年超事件という観点だけから見れば、これまで注目してきた専門訴訟については、数としてはそれほどではなく、「その他の損害賠償」、「金銭のその他」、「土地」といったものが多いということで、全体的な審理期間ということを考える場合には、これらの類型について検討していく必要性が明らかになったかと思う。ただ、「その他」というのは、他の類型に入らないということ

が分かっているだけであり、それが一体どのようなものかについては、統計上何ら明らかにならないことから、どのように検討するか、方向性を考えていかなければならない。そのためには、「その他」と言われるものにはどのようなものがあり、どのような理由で長期化することが多いのかといったことを法律実務家から伺っていくことが必要になってくると考えている。

次に、例えば同じ土地の事件といっても、東京での土地の事件と、地方での土地の事件というのは、その中身はかなり違っているのではないかという感じがする。そこで、事件種類ごとの状況を前提としつつ、更に庁の規模別といった視点を加味したらどういうことになるのかについても最高裁にご検討をお願いした。

(戸倉審議官)

事件種類ごとに庁の規模別の事件数を出したものが表4から表8である。なお、庁の規模については、第1回の報告書で地域的な検討をした際と同様に、本庁については、民事部が3か部以上の庁、2か部の庁、1か部の庁、支部については、裁判官常駐支部、非常駐支部という分け方をしている。表4は、2年超事件であり、表5は、全事件ベースのものである。規模の大きい庁はもともと事件数が多いため、全体としては、「本庁3か部以上」、「常駐支部」の順になるところだが、「土地」については、「本庁3か部以上」よりも「常駐支部」の方が、2年超事件が多く、これは全事件ベースで見ても同様となっており、土地に関する事件に関してはかなり地域的な特徴が出ていると言える。表8は、2年超事件の中で各事件種類が占める割合を庁規模別に見たものであるが、ここでは、非常駐支部において「土地」の比率が非常に高いことが見て取れる。このように、表4から表8からは、庁の規模は、概ねその地域の規模、例えば都市部と地方というような違いに準拠していると言えるが、土地に関する事件については、都市部より地方に多く、しかもより長くかかる傾向が見て取れる。

(山本委員)

事件の種類自体が持つ審理期間への影響だけではなく、その地域の規模といった他の要因によって裁判所に持ち込まれる事件が違うといった要素もあるように思われる。前回の検討会で、最高裁から、審理期間の長期化に関係しそうな要因を様々なレベルで挙げてもらい、それをさらにブラッシュアップしていくということになっていたわけだが、まずは、「その他の損害賠償」あるいは「金銭のその他」といった比較的2年超事件が占める数の多い事件種類で統計的に明らかにしにくいものについて、実務的な感覚に基づく要因のリストアップを行う必要があるように思われる。例えば、「その他の損害賠償」あるいは「金銭のその他」というジャンルで長くなる事件としてはどのようなものが目立つか、あるいは多いと感じられるのか、土地に関する事件が長期化する要因や背景として、具体的にはどのようなことが考えられるのか、やはり地域性のようなものも影響していると感じられるのか、といった実務的な感覚ないし感想を積み重ねた上で、事件の種類、庁の規模といった様々なタイプ毎にどのような要因が関係するかを検討していくことが有益かと思う。そこで、まず、この検討会の中で、これら2年超事件の種類等に着目し、実務的な観点から、どのような事件で、どのような場面でどのような事態が考えられるのか、そしてそれはどういった理由・背景に基づくものなのかといった視点でのご議論をお願いしたい。民事では、必要性があつて時間がかかるという場合も当然あると思うが、長期化する要因について、それがやむを得ないものであるのか、改善できるものであるのかをきちんと説明できるようにしておくことも重要なミッションだと考えている。

(中尾委員)

土地と建物の両方にまたがるような、例えば土地と建物の登記の抹消のような事件は、「土地」と「建物」のどちらに振り分けられることになるのか。

(小林民事局第一課長)

土地に関する事件とは、土地の明渡し、境界確定、所有権確認といったものを、建物に関する事件とは、建物の明渡し、引渡し、所有権確認等といったものをいうが、2つ以上の類型に該当する事件については、統計報告上は、主要なものを一つ選択して分類することになっている。

(仙田委員)

「その他の損害賠償」とは、事件種類として既にあるような、建築瑕疵、交通、医療、公害に関するもの以外の損害賠償請求という認識でよいか。

(小林民事局第一課長)

そのとおりである。その他ということで、例えば証券取引における損害賠償、名誉棄損による損害賠償、あるいは国家賠償といった様々なものが含まれる。

(仙田委員)

「金銭のその他」とは、表1-1で言えば、「金銭」のカテゴリーの中で、売買代金から知的財産金銭までに分類されないものという認識でよいか。

(小林民事局第一課長)

そのとおりである。例えば、賃料や手付金、不当利得、金銭を目的とする行為の詐害行為取消、保証債務不履行など、非常に雑多なものが含まれている。

(仙田委員)

表1-1を見ると、類型化されていない「その他の損害賠償」は全事件の11.2パーセントを占めるのに対して、具体的に類型化されている建築瑕疵・交通・医療・公害の損害賠償事件の合計は6.1パーセントで、「その他」が類型化されているものの倍ほどもあり、「金銭のその他」についても、「金銭」のカテゴリーの3分の1程度の割合を占めている。これら「その他」の部分については、もう少し細かく類型化できるのではないか。

(小林民事局第一課長)

比較的典型的な訴訟のスタイルがイメージできるものを中心にこのような分類を行っている。「その他」の部分については、非常に種々雑多なものが含ま

れるため、細かい分類は可能ではあるが、相当な労力を要する。

(戸倉審議官)

現在使用している事件票データは、統計として公表する必要性がありそうな社会的関心の高いものを項目として選んでいる。今回、長期化の要因を探るという観点で分析した結果、「その他」という部分に結構なボリュームがあったということを確認したところであり、事件票データの統計のとり方が、現在行っている長期化要因の検討という観点からは必ずしも十分な項目どりでなかったということは、仙田委員の御指摘のとおりである。すべての事件種類を挙げることができればよいのだが、項目が膨大になってしまうと、報告を行う現場の負担が大きくなってしまうため、その辺りのバランスを考慮して検討させていただきたい。

(高橋座長)

しばらく前までは、統計上「交通」と「その他」の損害賠償という項目しかなかったが、その後、建築や医療という類型が、社会的に注目されるようになり、別途項目分けされている。「その他」から社会的に注目される類型が分岐していくという構造になっているようなので、もう少し分岐できる類型はあるのかもしれない。

(中尾委員)

損害賠償の事件は、訴訟構造上、全面的に争うことになるので、原告側は故意・過失から相当因果関係、それから損害というところを立証していかなければならないため、どうしても傾向的には長くなっていくという感じはする。項目にない「その他の損害賠償」とは何かを考えてみると、例えば、先ほどの御説明にもあった証券取引関係、名誉棄損関係、あるいは学校事故などといった様々な不法行為の事件がここに入ってくる。特にいじめなどに関する事件では、必然的に当事者も増え、争点についても、事実の確定から、相当因果関係、過失相殺などの様々な要素が入ってくるため、当然長期化していく。このように、

事案が複雑で、争点が多く、関係者が多くなるというものが、「その他」の事件という感触である。これらを事件票データ上どのように分けるかということになると、せいぜい「不法行為に基づく」とか、「契約関係に基づく」という程度ではないかと思う。

(井堀委員)

「その他の損害賠償」という形で入っているので、そこが問題になるのだが、損害賠償はどの類型で見ても、全事件の中で占める割合よりも、2年超事件の中で占める割合の方が明らかに大きくなっていることから、損害賠償という類型全体として2年超事件が非常に多いということがむしろ問題であり、その他の部分をあまり細かくするのは、データの面から言って余り生産的ではないと思われる。もちろんこの検討会で議論してきた医療に関するものなどについては、それなりの工夫は必要だと思うが、損害賠償一般についてこういった形で対応すべきかという観点の方がよいのではないかと思う。「金銭のその他」については、全事件の中で占める割合よりも、2年超事件の中で占める割合の方が小さく、そこにはいろいろな要素が入っているということなので、特にそこを細かくする必要はないと思われる。

(秋吉委員)

「その他の損害賠償」は、取引に絡む損害賠償などもすべて含むため、その一部を具体的に類型化して取り出したとしても、取引全般に関するものが「その他」としてかなり残ってしまうと思う。「その他の損害賠償」にどのような事案が含まれ、どのように長期化してしまうかについて、実務を担当している者の感触としてお話しすると、第1点として、対象に複雑なものが結構交じっていることが挙げられる。学校事故の損害賠償や、信用組合の破綻認定処分の違法性を国家賠償の形で争うなど実質的には行政訴訟になってもおかしくないような事案もある。取引全般ということ言えば、複雑な環状取引や談合事件に伴う損害賠償のように、不法行為を事実として特定するだけで訴状が何十ペ

一ジにも及ぶような複雑な取引関係をすべて明らかにしていかなければいけないような事案もある。請負の瑕疵については、建物については別項目で立てられているが、最近よく見るのは商品の瑕疵で、例えば、精密機械などを使った製品を大量に製造したが、その中に瑕疵があるというような事案で、どこに瑕疵があるのかという問題になると、かなり専門的な知識も必要になり、損害をどのように評価するかについても非常に複雑な問題となる。あるいは、製品の組立ラインなどに瑕疵があるような場合で、何百か所という瑕疵が出てくるような事案もその他の損害賠償に入ってきてしまう。このように、対象が複雑な上に、専門訴訟であれば、専門家がある程度介入しながら類型化して審理に取り組んでいるところ、これらの事件は、裁判所と当事者で話し合いながら、いわば注文住宅のように、審理の仕方から考えていかなければならないというのが、一つの大きな問題点としてあると思う。第2点として、先程も少し触れたが、違法性の判断をする際に、高度な専門的知識が要求されることがかなりの割合であることが挙げられる。信用組合の破綻認定処分の話をしたが、そこでは金融検査マニュアルの適正な運用とはどういうものかということも勉強しなくてはならないだろうし、製品の瑕疵ということになれば、今の時代、当然コンピューターの仕組みなどについても勉強しなければならない。このように専門的知識が必要になり、場合によっては鑑定が関わってくる事件がかなり含まれてくる。

「金銭のその他」に関しては、項目分けされている以外の契約取引に関するものはすべて含まれてくるため、例えば、環状取引に関する事件で、不当利得ということで構成されてくるものや、製品の瑕疵に関する事件で、請負代金請求という構成になっているものは皆ここに入ってくると考えられることから、再分類はなかなか難しいだろうと思う。「金銭のその他」の中では、遺産分割が絡むものに長期化傾向が感じられる。例えば、遺留分減殺の事件では、遺産の全体を把握する必要があるが、何が誰のものなのかということで当事者間の

争いがある。それから特別受益，寄与分といった誰がどのくらい被相続人のために寄与したか，あるいは恩恵を受けたかという部分についても非常に当事者間の争いになる。更に遺産の評価についても争いになり，鑑定を要する場合もあるなど，長期化しやすい。そのほかには，保証債務に関する事件で，保証人が財産隠しのために，会社を複数うまく使っている例など，法人格否認や詐害行為取消といった問題が出てくるケース。保険会社の保険金不払いが一時期問題になっていたが，保険金請求に関する事件では，保険の適用に当たり，亡くなったのは何が原因かということで，医療訴訟と同じような話になってしまうケース。普通の契約金の事件でも，消費者信用取引に絡んで，1,000人とかの集団で訴訟提起され，個別事情をどう反映させていくのか問題になるケースや，会社の破たん時期の認定などに，会計的な専門的分析が必要になるケースなどが長期化してしまうパターンとして思い浮かぶ。また，当事者の利害が対立している場合，文書提出命令が出され，抗告まで出て，かなりの期間中断してしまうこともある。私の感覚的なところで雑多に述べたが，恐らく，現場の裁判官はそれぞれがこのような感覚を持っていると思うので，それを集積していくことで，ある程度具体的な長期化のパターンが出てくるかと思う。

先程の御説明にあった，土地の事件における地域差については，私の経験からしても，大都市と地方では，土地に対する意識にかなり違いがあると感じている。大都市では，経済的価値に重点が置かれ，早く事件を解決してもらいたいという要請を強く感じるが，地方の，特に先祖伝来の土地に関する境界確定などでは，とにかく徹底的にやりたいという要請が強いものが多いように思う。境界などの明確性についても，一概には言えないが，都市部では，公図や境界標のような，ある程度の拠り所があることが多いが，地方では，境界の目印だという木の位置で争いになったり，古い図面が出てきたりというように，拠り所の点でも若干食い違いがあるように思う。

(小林民事局第一課長)

秋吉委員の御意見に関連して、表10-1から「その他の損害賠償」及び「土地」の事件について、目につくデータを紹介させていただくと、合議事件の割合について、全事件では4.9パーセント、2年超事件で28.4パーセントになっているところ、「その他の損害賠償」に限って見ると全事件で12.6パーセント、2年超事件で41.1パーセントと割合が大きくなっている。また、人証数について、全事件では人証ゼロの事件が78.8パーセントだが、「その他の損害賠償」に限って見るとこれが58.7パーセントに下がる。更に、これを2年超事件で比較すると、全事件では29.4パーセントであるところ、「その他の損害賠償」では20.4パーセントしかない。つまり、「その他の損害賠償」事件では、人証調べのあった事件の割合が高く、2年超ではその割合がさらに高いことが分かる。訴額についても、例えば、訴額が1000万円を超え5000万円までの事件が全事件では16.2パーセントのところ、「その他の損害賠償」では22.8パーセント、更に2年超事件で比較しても、全事件では33.2パーセントのところ、「その他損害賠償」では38.6パーセントと、いずれも「その他損害賠償」の方が訴額が大きくなっている。これらのことから、「その他損害賠償」に含まれる事件の方が、扱われる金額も大きめであり、難しい事件が多いのではないかと思う。

対照的に土地の事件では、合議事件の割合は2.6パーセント、2年超事件でも7.6パーセントと、他の類型と比較しても合議率は非常に低いところにある。また、人証数ゼロの割合は75.8パーセント、2年超事件でも34パーセントとなっている。また、訴額についてみると、全事件ベースでは63パーセントが訴額500万円までだが、これが、2年超事件になると、500万円以下は27.9パーセントとなっており、訴額が高い事件はそれだけ争われることが多いということかと思われる。一方、土地の事件の訴額についてみると、67.3パーセントが500万円以下であり、2年超事件でも依然として59.8パーセントが500万円以下で、少額の紛争の割合が高い。これは、

先程の秋吉委員の御指摘にもあったように、恐らく、金銭を度外視した争いという部分が出ているものと思われる。また、合議率が低いことも踏まえると、紛争として専門的かつ複雑であるもの以外でも時間がかかるものがあるのではないかということも、見えてくるかと思う。ざっと見渡した程度であるが、同じ2年超事件といってもかなり色合いが違う印象を受けた。

(中尾委員)

土地に関しては、先日筆界特定制度が新設されたほか、ADR等による紛争解決のメニューが増えてくることで、境界確定訴訟の件数や審理期間が変わってくるのが予想される。今後、その辺りのデータを出していけば、紛争解決の手段が増えることで、紛争解決が早まるという傾向も出てくるかもしれない。

(小林民事局第一課長)

現在は境界確定という項目での統計はとっていないが、御指摘の点については、サンプル調査等も含めて、検討に値するところかと思う。

(山本委員)

秋吉委員から詳細な御指摘があったが、今後、様々な長期化要因の仮説モデルを作っていくためには、現場の方々の声を広く集めるということが重要であると思われる。東京などの大都市と中小の地方都市などでは、審理の在り方、事件の性質は違うであろうし、それぞれに長期化の理由があると考えられることから、全国各地の様々な事情を拾い上げ、整理する作業が必要かと思う。

(酒巻委員)

現場の声というのは、具体的には、裁判官や弁護士ということか。

(山本委員)

まずは、実際に事件を処理している裁判官ということになるかと思う。

(前田委員)

先程秋吉委員から紹介された長期化する具体例については、全く同じ感覚を持っており、それを代理人の立場でどう考えるかということだと思う。

(戸倉審議官)

秋吉委員のお話を聞いていても、多岐に渡る長期化の要因や実情があることが分かる。実務家として持っている率直な感想を数多く集めることで、多様・多面的な仮説モデルを作れるのではないかと思われることから、各地の裁判官などにヒアリングを行い、長期化する事件のタイプやその理由・背景などについての感想・アイデアを集め、そこで集まった要因について、この検討会で御議論いただき、次回の報告書にまとめていきたい。また、そこでの仮説モデルには、検証可能な要因とそうでないもの、時間をかけることが必要である事情など、様々な要素が組み込まれるものと思われる。それらをこの検討会で御議論いただきながら、次々回以降の検証作業のターゲットとして活用していくこともできるものと考えている。次回までに、地裁本庁と支部一か所ずつでトライアル的なヒアリングを行い、その結果をご報告し、第2回検証の最終的な方向性について御議論いただければと思っている。

(2) 次回の進行について

次回の検討会は、次の日時に開催されることが確認された。

第14回 平成18年3月16日(木) 午前10時から正午まで

また、第15回の開催時期について、事務局において高橋座長と相談の上、日程調整を行うこととなった。

(以上)